

令和4年5月24日招集

第2回若桜町議会臨時会会議録

(令和4年5月24日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第26号 専決第1号	専決処分の承認について 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第6号）	原案承認
2	議案第27号 専決第2号	専決処分の承認について 若桜町税条例等の一部改正について	原案承認
3	議案第28号 専決第3号	専決処分の承認について 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案承認
4	議案第29号	令和4年度若桜町一般会計補正予算（第1号）	原案可決
5	議案第30号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
6	議案第31号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
7	議員提出議案 第4号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

令和4年第2回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和4年5月24日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番	前 住 孝 行	10 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番	前 住 孝 行	10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	山口 由企夫	税 務 課 長	前田 弥生
	ふるさと創生課長	谷本 剛	町民福祉課長	上川 恭子
	地域整備課長	竹本 英樹	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出課長	藤原 祐二		

会議の顛末
本会議（5月24日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、令和4年第2回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、梶原明議員、山本安雄議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第26号 専決処分承認について 専決第1号 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆さん、おはようございます。

初夏の日差しが日に日に強くなり、木々の緑も大分色濃くなってまいりました。町内では、田植えもピークを越え、水を張った圃場に小さな苗が整然と並ぶ姿を見ますと、稲作の暦が今年もまた動き出したな、と実感をい

たすところでございます。

併せて秋に無事豊作を迎えられることを農家の皆さんと共に祈りするものでございます。また、稲の生長と共に、町政が少しずつでも進展していくことを願うものでございます。

さて、本日ここに令和4年第2回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆さまにはご出席を賜り、令和4年度一般会計補正予算及び諸議案の審議をいただきますことに感謝申し上げます。

昨今の情勢でございますが、コロナウイルス感染症につきましては、県内の感染者の数が100人前後で高止まりしており、子どもや高齢者の施設で毎日のようにクラスターが発生するなど、まだ収束を見通せない状況でございます。幸い、本町ではクラスターは発生しておりませんが、引き続き感染予防対策の徹底と、ワクチンの接種を町民の皆さんに呼び掛けて、経済や社会をしっかりと回していきたいと考えております。

ワクチンの接種につきましては、3回目の接種が、一昨日の5月22日時点で77%と、1回目、2回目よりも接種率は落ちておりますが、県内平均よりはだいぶ高い水準となっております。今後、4回目の接種を60歳以上の方や基礎疾患のある方を対象に、来月中旬から開始をいたしますが、円滑な接種に向け、今月末から案内等の準備に着手をしたいと思っております。

また、5歳から11歳までの小児接種につきましては、少し接種率が低いようでございますけれども、引き続き勧奨して行きたいと考えております。

国際社会に目を転じますと、ロシアによるウクライナへの侵攻から、本日でちょうど3か月となりますが、依然として戦火が収まる気配が無く、長期化の様相を呈しております。政府には引き続き国際社会と協調しながら、ロシアに対して、断固たる姿勢を示すことで、

戦争の終結と国際秩序の安定が実現することを願うものでございます。

また、コロナ禍に加えてウクライナ情勢により、燃料やエネルギー、半導体等の工業製品、そして、穀物をはじめとする食料の国際的な生産・流通の枠組みが不安定さを増し、経済活動の停滞と共に、物価の高騰を招いています。

原油価格の高騰で、電気代やガス代が大幅に上がっているほか、小麦や食用油をはじめ、食料品の価格上昇も止まらない状況でございます。

4月の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年同月比で2.1%の増と、7年ぶりに2%を超え、賃金の増加を伴わないことから、国民生活への影響も深刻になりつつあります。経済と暮らしの、一刻も早い安定を願うと共に、こうした先の見通せない状況ではありますが、町として取り組むべき課題にしっかりと向き合って参りたいと思っております。

それではただ今議題となりました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第26号 専決処分承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第26号 専決第1号の、令和3年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、4,703万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、44億7,004万4千円とするものでございます。また、第2条の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。地方交付税では、特別交付税の額の確定により、3,509万2千円増額いたしました。国庫支出金では、除雪対策事業への補

助金等追加配分として901万6千円、県支出金では、県道応援除雪委託費として、282万8千円、諸収入では、国道29号歩道除雪作業受託収入として、10万3千円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。総務費では、財政調整基金積立として、3,700万円増額しております。

土木費では、大雪による除雪作業時間数の大幅な増加により、920万円を増額いたしました。

なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を83万9千円追加いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号 専決処分承認について 専決第1号 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

日程第4

議案第27号 専決処分承認について 専決第2号 若桜町税条例等の一部改正につい

て、議案第28号 専決処分の承認について 専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第27号及び議案第28号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第27号 専決第2号の、若桜町税条例等の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、若桜町税条例等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第28号 専決第3号の、若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律および地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第27号 専決処分の承認について 専決第2号 若桜町税条例等の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号 専決処分の承認について 専決第2号 若桜町税条例等の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第28号 専決処分の承認について 専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号 専決処分の承認について 専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

日程第5

議案第29号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第29号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,078万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億1,378万9千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を89万6千円追加いたしました。県支出金では、森林整備・林業振興等整備交付金として960万円、農業用施設災害復旧事業補助金として8万1千円を追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金に1,176万4千円、ふるさと応援基金繰入金に50万円、森林整備促進基金繰入金に240万円、総額1,466万4千円を追加いたしました。

諸収入では、コミュニティ一助成事業交付金に460万円、建物災害共済金に94万8千円を追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、一般企画費に、コミュニティ一助成費用として460万円を、総合計画策定事業に81万6千円、若桜鉄道対策事業のSL修理費に273万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額855万8千円を追加しております。

衛生費では、ストックヤードの維持管理費として環境衛生事業に、59万8千円、農林水産業費では、高性能林業機械整備に伴う林業振興費補助金を1,200万円追加しております。

商工費では、町内の経済活性化並びに町民の生活応援及び中小企業事業者支援として、商工振興事業に4,459万5千円、氷ノ山集客促進事業に784万円を追加するなど、その他の補正をとあわせて、総額5,321万5

千円を追加しております。

教育費では、子育て支援及び保護者負担軽減対策として、学校給食費無償化に伴う費用として、小学校・中学校各教育振興費に、合わせて344万3千円、加圧給水ポンプ取替工事等、若桜学園管理費に205万7千円、伝統的建造物群保存地区保存事業に75万1千円を追加したほか、その他の補正と合わせて総額665万円を追加しております。

災害復旧費では、昨年度の大雪により被害を受けた農業用施設の復旧費用として16万3千円を追加しております。

なお、コロナ対策事業費への財源更正として予備費を5,039万5千円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。

議長（山根政彦）

4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

この予算について、反対の立場で討論します。まず、商工費、氷ノ山集客支援事業であります。この事業としましては、一昨年、昨年も行われている。今年も同じ内容でございます。しかも、町内、全事業者という事ではなく、一部の事業者である。

町内全事業者対象ということで、バーベキューとは異なるわけですけれども、そういう支援であれば理解するところではありますが、一部業者というところで反対をいたします。

また、教育費、教育振興費の所でございませうけれども、小中学校給食費無償化につきましても、過去、若桜町におきましては、こども園の保育料無償化、県内に先駆けて行ったところでございますけれども、少子高齢化対策としてということではありましたが、このたびの予算につきましましては、給食という、食に関するところでございます。

コロナ禍による経済的負担軽減という意味では理解をしないわけではありませんが、少子化の解消や教育環境の充実に、どこまで効果があるのか、どのような形で検証するのか、判断することができません。

よって、反対をいたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに。

賛成、反対。

議員（中尾理明）

はい。賛成。

議長（山根政彦）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

さきほど、山本安雄議員の方から、教育振興費の反対討論がありました。私は、これまでも二度にわたって、一般質問によって、学園の児童・生徒の給食代無償化を提案してきたものとして、町執行部、特に教育委員会の判断に賛成するものであります。

詳しいことは申し上げませんが、やはり少子高齢化の中で、子どもたちに対する支援、保護者の負担軽減など、特別コロナ禍にあって、大変な経済状況の中で、支えとなる

であろうというふうに思いますので。

憲法の判定で言うと、教育の機会均等ですか、それを裏付ける内容ともなると思いますので、賛成討論といたします。

議長（山根政彦）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって、討論を終結します。

議案第29号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第30号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第31号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第30号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、令和3年度の人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の給与改定に準じて、若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正を行うものであり、期末手当の支給月数を0.10月引下げるものでございます。

続きまして、議案第31号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第30号と同様に、

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて、本条例の一部を改正するものであり、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第30号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第31号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号 若桜町職員の給与に関する

条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議員提出議案第4号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

議員提出議案第4号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年5月24日提出、提出者、若桜町議会議員 川上守。賛成者、若桜町議会議員 小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

提出の理由であります。諸般の状況により、期末手当について、所要の改正を行うものであります。

概要につきましては、期末手当の支給月数を0.10月引き下げる、実施は令和4年6月からの支給によります。

現行、3.35月を令和4年度以降、3.25月とするものであります。施行日は公布の日から施行するということになっております。よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第4号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回若桜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

午前10時00分 閉 会